

平成25年12月 6日 開会  
平成25年12月20日 閉会  
(定例第9回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第132号

平成25年第9回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成25年12月2日

大山町長 森田 増範

1 日 時 平成25年12月6日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

---

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聡
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 午前10時 開議

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第123号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第 5 議案第124号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定について

日程第 6 議案第125号 大山町伝統的建造物群保存地区における大山町税条例の特例を定める条例の制定について

日程第 7 議案第126号 大山町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第 8 議案第127号 大山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第128号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第129号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11 議案第130号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第131号 大山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第132号 町有財産の買入れについて

日程第14 議案第133号 工事請負変更契約の締結について (名和地区拠点保育所造成工事)

日程第15 議案第134号 平成25年度大山町一般会計補正予算 (第7号)

日程第16 議案第135号 平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

日程第17 議案第136号 平成25年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号)

日程第18 議案第137号 平成25年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第2号)

日程第19 議案第138号 平成25年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

- 日程第20 議案第139号 平成25年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第21 議案第140号 平成25年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第22 議案第141号 平成25年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第23 議案第142号 平成25年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第24 議案第143号 平成25年度大山町水道事業会計補正予算 (第2号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員 (16名)

1番 加藤紀之	2番 大原広巳
3番 大杖正彦	4番 遠藤幸子
5番 圓岡伸夫	6番 米本隆記
7番 大森正治	8番 杉谷洋一
9番 野口昌作	10番 近藤大介
11番 西尾寿博	12番 吉原美智恵
13番 岩井美保子	14番 岡田 聰
15番 西山富三郎	16番 野口俊明

### 欠席議員 (なし)

### 事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷正寿 書記 ……………中井晶義

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田増範 教育長 ……………山根 浩  
副町長 ……………小西正記  
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠  
総務課長 ……………酒嶋 宏 社会教育課長 ……………手島千津夫  
中山支所総合窓口課長 杉本美鈴 幼児教育課長 ……………林原幸雄  
大山支所総合窓口課長 門脇英之 企画情報課長 ……………戸野隆弘  
税務課長兼滞納対策室長  
……………野間一成 建設課長 ……………野坂友晴  
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎

水道課長	……………白石 貴 和	福祉介護課長	……………持 田 隆 昌
観光商工課長	……………福 留 弘 明	保健課長	……………後 藤 英 紀
観光商工課参事	……………齋 藤 淳	人権推進課長	……………松 田 博 明
地籍調査課長	……………種 田 順 治	住民生活課長	……………森 田 典 子
代表監査委員	……………後 藤 洋次郎	会計管理者	……………岡 田 栄

---

### 午前10時 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

#### 開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまから12月定例議会を開会いたしますが、町民の皆様等には昨日等議会広報が広報無線であったわけでありましたが、議会といたしましては12月の17日午後1時から議会討論会を開会する予定でありますので町民の皆様にもご承知を願いたいと思っております。テーマといたしましては山陰道開通後の大山町の活性化ということで1時間半か2時間程度考えております。よろしく願いいたします。また後日広報はすると思いますが、とりあえずお伝えしておきます。それではこれから本会議を開きます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成25年第9回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 岩井美保子君、14番 岡田 聰君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査等の資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「請願文書表」及び「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

9 月定例会において可決された意見書は、10 月 1 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第 13 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 2 件の報告の申出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの 12 月定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

それでは 9 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況につきまして、その主なものを報告をさせていただきます。

まず総務課関係でございます。

1 点目に大山町総合防災訓練についてであります。防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民に対する防災意識の高揚を図ることを目的として総合防災訓練を実施いたしているところであります。今年度は、10 月 27 日（日）に、中山地内におきまして大雨による土砂災害を想定し、避難訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対応訓練、炊出し訓練等を行ったところでございます。訓練の後には鳥取県治山砂防課の職員による土砂災害の講習会を実施いたしました。

2 点目に職員採用試験についてであります。平成 25 年度大山町職員採用試験を 11 月 23 日（土）に実施をし、一般事務職 3 名、保育士 1 名の計 4 名の採用を決定いたしました。

3 点目に後期区長会についてであります。11 月 24 日（日）に、区長会を行いました。今年 1 年間の各集落における取組みにつきまして、お礼を申し述べさせていただきますとともに、平成 26 年に向けての連絡事項や、年末年始あるいは冬期

における事項等を報告いたしたところであります。なお、平成 26 年の初区長会は、1 月 12 日（日）に行う予定にいたしております。

次に企画情報課関係であります。

1 点目に「大山はまなすサイクリング 2013」の開催につきまして 10 月 6 日（日）に、中山まちづくり実行委員会主催で開催されました。当日は、町内外から 118 名の参加があり、中山地区の 2 コースでサイクリングを楽しみながら、また大山町の豊かな自然を満喫していただきました。ゴール後は、鳥取県産牛の焼肉やお楽しみ抽選会、なかやま温泉入浴券などを準備をし、にぎやかに交流をしていただいたところであります。

2 点目に呉市との交流についてであります。11 月 4 日、祝日であります但馬市姉妹都市であります広島県呉市で開催されました「くれ食の祭典」に参加いたしました。この催しは毎年参加いたしておりますので、呉市の皆様は、大山町のリンゴや手打ちそば、大山ブロッコリーなどを楽しみにしておられまして、今回もたいへん多くの来場者で賑わったところであります。

3 点目にアメリカテメキュラ市訪問団派遣についてであります。

12 月 1 日から 10 日までの 10 日間の予定で、5 名の訪問団が大山町の姉妹都市でありますアメリカテメキュラ市を訪問いたしております。テメキュラ市では、さまざまな施設を視察をしたり、クリスマスのパレードに参加するなどの予定であります。今後、民間主体での交流が更に盛んになることを期待するものであります。

続きまして人権推進課関係であります。

1 点目に平成 25 年大山町解放文化祭についてであります。第 23 回名和地区解放文化祭が、11 月 9 日と 10 日に人権交流センターで開催されました。また第 21 回下田中解放文化祭を、11 月 16 日と 17 日に中山ふれあいセンターで、また、第 12 回になります中高ふれあい祭り、これは 11 月 17 日に中高ふれあい文化センターで、それぞれ実施をいたしたところあります。各地域の活動の特色を生かして、小中学生の調べ学習や人権作文の発表あるいはサークルなどの活動発表、講演、作品展示、またバザーなどを行なわれたところあります。あいにくの天候ではございましたが、活気に満ちた文化祭となり、約 1,300 名ほどの方々にご来館いただいたところあります。

2 点目に平成 25 年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。今年の小地域懇談会は「話しあいでもわかる差別のからくり」をテーマとして、さまざまな人権問題の背景や原因を探り共通の課題があることを知り、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」の担い手として主体的に行動する実力、これを養うことを目標として実施しているところあります。

11月30日現在で167集落のうち149集落が実施していただいているところであります。

続きまして保健課関係であります。

各診療所の今年度の上半期の受診の状況についてでございます。実績表として示させていただいているところがございますので目を通していただきたいと思います。名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は2,995件、前年対比99.5%、大山診療所は1,354件、前年対比91.9%、大山口診療所の外来件数は6,180件、前年対比96.2%という状況にあります。

続きまして福祉介護課関係であります。

まず敬老会につきまして、平成25年度敬老会を、大山地区は9月28日に大山総合体育館で、また中山地区は10月3日に中山農業者トレーニングセンターで、また名和地区は10月10日と11日に保健福祉センターなわで、それぞれ開催をいたしました。今年度中に満75歳以上になられます方3,593人にご案内をし、うち1,071人の方のご出席をいただいたところであります。

当日のアトラクションでは、公民館サークルで活動されているみなさんをはじめ民生児童委員さんにもご出演をいただいたり、会も大いに盛り上がり、出席をされた皆さんに大変喜んでいただいたところであります。

2点目の民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選についてであります。

本年は、3年を任期とする民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選の年でございます。7月から推薦会で協議がなされ、新任委員候補者24名を含む61名の候補者が推薦をされました。過日、全員が適任と認められ、厚生労働大臣より12月1日付けで委嘱されました。向こう3年間、地域の困りごとの相談や要援護者への見守り等、地域と行政とのつなぎ役としてお世話をいただくことでございます。

続きまして農林水産課関係であります。

1点目に大山町循環型森林資源活用計画策定についてであります。多面的な機能を持つ森林資源を活用し、本町の主要産業であります農業、林業、水産業、それぞれを連携・循環をさせて農林水産業の振興を図ることを目的に、大山町農林水産振興審議会の答申を経て循環型森林資源活用計画を10月に策定をいたしました。

今後はこの計画に基づき、間伐の促進や木質バイオマスエネルギー活用の促進、おが粉生産と畜産業への活用及び耕畜連携による堆肥活用による土づくり、また森林の育成・保全活動を通じた豊かな海づくり等を推進をしてまいります。

2点目にナラ枯れ被害駆除事業についてであります。今年新たに発生したナラ枯れ被害木の駆除委託業務4件を、大山森林組合と名和林産が受注をし、現在業務遂行中であります。

続きまして観光商工課関係であります。

観光振興についてでございますが、10月13日、14日の2日間、大山博労座を会場にとっとりバーガーフェスタ2013が開催されました。本年も大山1カ所の開催となり、県内外から約2日間で5万4千人の来場者で賑わいました。町内からも2事業者のバーガーが参戦し、かなりの好評をいただいたところであります。

次に、10月19日から21日までの3日間、エコツーリズム国際大会が開催され、目標を大きく上回る参加者と大山環境宣言のアピール、好評をいただきました大山交流会など所期の目的以上の成果を得ることができました。この大会を契機にエコツーリズムをはじめとする体験型滞在型のツーリズム促進に一層努めてまいりたいと考えています。

これとあわせ、10月20日は、春秋通算で73回目の大山秋の一斉清掃が行われまして、50団体700人の参加で美化清掃活動やセイタカアワダチソウの駆除活動に取り組んでいただいたところであります。更に、Sea to Summit2013も併せて開催をされておりまして、大山では開催地の首長などが一堂に会し、Sea to Summitサミットも開催をされ、今後のより一層の活動促進などが話し合われたところであります。

また、11月2日には大山参道中程に待望の温泉健康施設「大山火の神岳温泉豪円湯院」がオープンいたしました。この新しい大山の魅力を活かし地域一帯となった今後の取り組みに大きく期待をいたすものであります。

2点目に個人用住宅等改善助成事業についてであります。3年目となりました本制度であります。その間の利用件数は1,800件以上にのぼっておりまして、補助金の交付決定金額は約1億1,000万円あまり、また対象事業費総額では11億円を超えているところであります。本事業の新規受付は年内で終わることといたしておりますが、今後につきましては、検証して慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目に企業進出についてであります。12月4日、知事公邸におきまして、菅公学生服株式会社、そして平井鳥取県知事、そして私の三者で大山町への進出協定を締結いたしました。これは旧大山電機跡地に業界トップの菅公学生服株式会社が進出されるものでありまして、大山電機閉鎖により失われた雇用を取り戻す大きな力になるものと確信をいたしており、早期の操業開始に向けて強力に支援をしてまいりたいと考えております。

次に建設課関係であります。

1点目に社会資本整備交付金事業ほか改良工事についてであります。改良工事では町道一の谷赤松線改良工事(4工区)ほか4件を、また測量設計業務5件を発注をし、現在業務遂行中であります。

2点目の除雪ドーザの納入についてであります。更新のため発注をしておりました8t除雪ドーザの納入を受け、今在家スノーステーションに配備をいたしているところであります。

次に地籍調査課関係であります。

中山地区について、本年度新規地区として田中、潮音寺、栄田、石井垣、樋口及び赤坂の各一部の現地調査中であります。

また、御崎及び田中の各一部について、10月10日まで、本閲覧中であります。

また、大山地区につきましては、本年度新規地区妻木、長田、富岡及び大山の各一部の現地調査中であります。

続きまして、幼児教育課関係であります。

大山保育所ボイラーの取り替え工事を株式会社松東電気が請け負い、施行中であります。

続きまして社会教育関係であります。

まず1点目、国の文化審議会の「重要伝統的建造物群保存地区」答申についてであります。国の文化審議会は去る10月2日、専門調査会による所子集落の視察を行い、10月18日大山町所子伝統的建造物群保存地区を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定するよう文部科学大臣に答申を行いました。この保存地区は、この答申により、12月中には文部科学大臣の承認並びに官報告示を経て、鳥取県で2番目となる国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される運びとなりました。

2点目の第6回大山町総合文化祭についてであります。11月2日と3日の両日、本年は中山農業者トレーニングセンターを会場に、「第6回大山町総合文化祭」を開催をし、2日目が雨天となったものの、合わせて7,000人の来場者で賑わったところであります。

実行委員会、部会での度重なる検討により、展示、発表、そして物販とも充実した内容となったほか、中山地区が会場ということで、恒例の中山わいわいフェスティバルとの共催事業として、テントやエア遊具等の華やかさも手伝い、特に物販部門の盛り上がりが見られたところであります。

最後に徴収金の関係であります。

未収金の収納に向けて25年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。また、目を通していただきたいと思っております。また、9月以降の各課の取り組みにつきまして述べさせていただきます。

まず、税務課・滞納対策室であります。

各税の現年度分徴収につきましては、10月に新規滞納者に対し2回目として催告状を送付し、税務課・滞納対策室全員で電話催告を行い納付勧奨に努めました。

また、連絡がとれないものや不誠実な対応の者には、預金調査をしながら速やかな処分に取り組んでいます。

滞納繰越分につきましては、滞納対策室が、時効管理を踏まえつつ、出頭面談、各種調査、差押予告送付、搜索、滞納処分及び執行停止を実施しているところであります。

なお、今年度を実施をした主なものは、11月末で搜索10件、滞納処分の執行停止措置33件、預貯金の差押23件、国税還付金1件の約280万円、不動産1件であります。

次に建設課であります。

町営住宅家賃の徴収につきましては、電話及び文書での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組んでいるところであります。分納確約書に基づき毎月入金をしていただいております。今後、滞納者が増えないよう、努力してまいり所存であります。

次に幼児教育課であります。

保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないように督促状の送付、電話催告等、保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分につきましては確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでおります。

次に水道課であります。

上・下水道料金等の徴収につきましては、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施をし徴収に取り組んでいます。また、9月以降に水道料金を3ヶ月以上滞納している38世帯に対しては給水停止予告を通知をし、納付を督促いたしました。が、料金納付または分納誓約書の提出の無かった2件につきましては、給水停止を実施をいたしております。今後も引き続き滞納金の縮減に向け、努力してまいります。

次に人権推進課であります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、文書や電話等での催促、分納履行者の納付確認をしながら徴収に取り組んでいます。

また、毎月定額納付が守られていない滞納者には、面談などを行い再度、継続的な納付をお願いしております。今後も関係部署と連携を取りながら滞納対策に取り組んでまいります。

最後に学校教育課であります。

給食費の滞納分につきましては、引き続き関係課と連携しながら、計画的に徴収を進めてまいります。以上政務報告を終わります。

続きまして報告第13号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき委託契約などを締結いたしましたので、議会にご報告するものでご

ございます。契約の名称、契約の内容、契約の相手、契約期間、契約金額につきましてはお手元に配付いたしております長期継続契約締結報告書のとおりでございます。以上で報告第 13 号の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第 4 議案第 123 号～日程第 12 議案第 131 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 123 号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから、日程第 12、議案第 131 号 大山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてまで、計 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それではご上程いただきました議案第 123 号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、一般職の職員の任期を定めた採用を行うことにより、高度の専門性を備えた民間人材の活用や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応を図るため提案するものでございます。この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で議案第 123 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 124 号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

昨今、景気判断が上方修正されておりますが、依然として地方の景気動向は不安定な状況にあり、本町におきましても少子高齢化の進展等、町税収入の増加が見込めないところでございます。そのような中、本町では累積で町税関係が約 2 億 3,000 万円の滞納となっております。今後、交付税の合併算定替えが終了することから、安定的な行政サービスを持続させていくなかで自主財源の確保は、喫緊の課題となっており、平成 24 年度決算におきましても監査委員さんや議会より、「これまで以上の実効ある滞納対策を検討すること」とご指摘をいただいたところであります。

このため、本条例の制定は、町税等の住民負担の公平性の観点から町税等を滞納し、納税について誠実さを欠く者に対して一定の行政サービス等の制限措置を

講じ、町税等の徴収に対する町民の信頼を確保するためのものであると共に、滞納問題に対する本町の姿勢を示すものであります。

なお、この条例は、周知期間を設け平成 26 年 4 月 1 日から施行し、26 年度賦課分から適用することといたしているところであります。

以上で、議案第 124 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 125 号 大山町伝統的建造物群保存地区における大山町税条例の特例を定める条例の制定についてであります。提案理由のご説明を申し上げます。

現在、町では所子地区の伝統的建造物群保存地区の選定を目指し取り組みを進めておりまして、政務報告で申し上げましたとおり、去る 10 月 18 日には国の文化審議会から文部科学大臣に選定するよう答申がなされたところであります。

この条例は、保存地区選定の折には、地区内の土地について、固定資産税の減額について特例を定め、保存地区の歴史的環境の保存に資することを目的として制定するものでございます。

特例措置の内容といたしましては、保存地区内の土地につきまして、固定資産税の税額を 5 分の 1 減額するものであります。

以上で、議案 125 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 126 号 大山町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

平成 24 年 8 月 22 日に子ども・子育て支援法が制定、そして公布され、市町村におきましても子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に行うため「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

この計画策定にあたっては、子育て支援施策等について意見を聞くため、合議制の機関の設置が求められておりまして、その機関として大山町子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものでございます。

この子ども・子育て会議において処理する事項は、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事、子ども・子育て支援に関する施策の推進について、必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事、とされています。

施行日は、公布の日といたしております。

以上で議案第 126 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 127 号 大山町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大山町新型インフルエ

ンザ等対策本部に関し必要な事項について条例に定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、災害対策本部の設置根拠に同法を加えること、所掌事務に関する規定を設けること及び条文を整理するものであります。

この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で議案第 127 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 128 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、また、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日に公布されたことに伴い、大山町税条例に所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しとして町外転出時の特別徴収の継続及び税額変更時の取り扱い等、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度の見直しに伴う規定の整備等であります。

以上で議案第 128 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 129 号 地方税における滞納金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、地方税に係る延滞金の割合の見直しが行われたことを踏まえ、介護保険料、後期高齢者医療保険料、税外収入金等に係る延滞金についても同様の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、地方税の延滞金等の割合の見直しに合わせ、延滞金の割合の特例を規定するほか所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することといたしております。

以上で議案第 129 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 130 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、納付しやすい環境づくりのために納期の変更についての改正をおこなうもの及び地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布をされ、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の納期回数を現行の 4 期か

ら 8 期へ増やすこと、金融所得課税の一本化に伴う課税対象所得の範囲の見直しに伴う規定の整備等であります。

以上で議案第130号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第131号 大山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の主な内容といたしましては、社会教育委員の委嘱基準の追加であります。これまで社会教育委員の委嘱基準につきましては、社会教育法第15条第2項で規定されていましたが、平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」これの制定により当該項目が社会教育法から削除され、その代わりに市町村において文部科学省が定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、委嘱基準を社会教育委員に関する条例に追加するものでございます。

以上で、議案第131号の提案理由の説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで日程第4 議案第123号から日程第12 議案第131号までの提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第13 議案第132号

○議長（野口 俊明君） 日程第13、議案第132号 町有財産の買入れについてを議題にします。本案は採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ご上程いただきました議案第132号 町有財産の買入れにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、旧大山電機の土地建物の有効活用、雇用の増進を図るため土地建物を買入れることにつきまして、「地方自治法」第96条第1項第8号、及び「大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買入れをしたい土地建物の所在及び表示は、所子字宮側99番2、宅地、5,773.33㎡ほか、議案でお示ししております土地、計10筆、合計面積1万2,173.39㎡と建物、計9棟、合計面積3,094.55㎡で土地建物の買入れ価格は1億1,000万円といたしております。

買入れの相手方は、米子市中島2丁目9番59、大山電機株式会社代表清算人 藤居忠弘であります。

以上で議案第 132 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） ここで 1 億 1,000 万円という金額が上がっておりますけれども、それなりの方が見られた上でこういう金額であろうというふうには理解しておりますけれども、どういう方がこの 1 億 1,000 万円という金額を査定されましたのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございますが、買入れ価格につきましては土地、建物の現在の課税上の評価格、これを基準といたしまして町長部局で検討を行なった上で、売り主との協議の結果、定めたものでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） はい。そうしたらですね、たとえばですね土地家屋調査士等の専門的な方は入っていないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議員、お尋ねのとおりでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） はい。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第132号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 133 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 133 号 工事請負変更契約の締結について（名和地区拠点保育所造成工事）を議題にします。本案も採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。議案第 133 号 工事請負変更契約の締結につきまして（名和地区拠点保育所造成工事）この提案理由の説明を申し上げます。

平成 25 年 4 月 11 日に締結をいたしました名和地区拠点保育所造成工事の請負変更契約を平成 25 年 12 月 2 日付けで仮契約を締結いたしましたところであります。この工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、名和地区拠点保育所造成工事にかかる開発行為の条件を満たすための工作物等、労務単価の改正の対応、現場で多く出ている湧水の排水などのため事業費を増額するものであり、変更後の契約金額は、7,013 万 3,700 円で、2,099 万 3,700 円の増額であります。

また、工期は、平成 25 年 4 月 12 日から平成 25 年 12 月 25 日までで、契約の相手方は、有限会社松本建設代表取締役 松本将治であります。

以上で議案第 133 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第133号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 議案第 134 号～日程第 24 議案第 143 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 134 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）から、日程第 24、議案第 143 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）まで、計 10 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 134 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳入におきましては、普通交付税の額の確定など、歳出におきましては、子ども・子育て支援事業の新設、名和クリーンセンター焼却施設修繕工事の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 7 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 2,988 万 4,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 107 億 4,840 万円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第 5 款町税は 3,765 万 1,000 円の追加で、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の収入見込み増によるものであります。第 35 款地方交付税は普通交付税を 2 億 1,437 万 3,000 円追加いたしております。第 55 款国庫支出金は、101 万 4,000 円の追加で、主なものは、第 5 項国庫負担金の民生費国庫負担金で自立支援医療費負担金 105 万 9,000 円の追加などであります。第 60 款県支出金は 2,373 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金 1,980 万円の追加などであります。第 70 款寄附金は 120 万円の追加で、ふるさと応援寄附金の追加、名和保育所及び大山中学校の図書購入寄附金の新規計上であります。第 85 款諸収入は、180 万 9,000 円の追加で、主なものは第 25 項雑入の雑入で名和総合運動公園受電設備保険 145 万 9,000 円の追加などあります。第 90 款町債は、4,990 万円の減額であります。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明申し上げます。

す。

第 10 款総務費は、4,208 万 9,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の電子計算費でパソコン等購入 847 万 9,000 円、第 10 項徴税費で町税等更正還付金 200 万円などを追加いたしております。第 15 款民生費は、4,708 万 4,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の老人福祉費で介護保険特別会計繰出金 1,589 万 9,000 円、障害者福祉費で過年度国庫及び県支出金返還金 727 万 8,000 円の追加、第 10 項児童福祉費の児童福祉総務費で子ども・子育て支援システム導入委託料 920 万 2,000 円の新規計上などであります。第 20 款衛生費は、1,616 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 10 項清掃費の塵芥処理費で名和クリーンセンターの焼却施設修繕工事で 2,007 万 5,000 円の追加などであります。第 30 款農林水産業費は、3,144 万 9,000 円の追加で、主なものは、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 1,980 万円の追加などであります。第 35 款商工費は、587 万 8,000 円の追加で、主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で、個人用住宅等改善助成委託料 500 万円の追加などであります。第 40 款土木費は、3,175 万 8,000 円の追加で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路維持費で除雪作業委託料 1,500 万円、第 30 項下水道の公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金 761 万 2,000 円の追加などであります。第 50 款教育費は、5,536 万 4,000 円の追加で、主なものは、第 10 項小学校費の学校管理費で、各小学校修繕料 506 万 1,000 円を追加、大山西小学校プールろ過ポンプ等取替事業 1,593 万 9,000 円を新規計上、第 15 項中学校費の学校管理費で各中学校の修繕料 736 万 1,000 円を追加、名和中学校校舎及び体育館改修工事設計委託料 867 万 3,000 円、名和中学校自転車小屋改修事業 1,085 万 7,000 円の新規計上などであります。

人件費の補正であります。31 から 33 ページに記載しておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。

次に予算書 5 ページの「第 2 表 地方債補正」であります。辺地対策事業債を 2,560 万円、また過疎対策事業債 2,430 万円をそれぞれ減額いたしているところであります。

以上で、議案第 134 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） ただ今、町長の提案説明の途中であります。この一般会計の補正予算で休憩したいと思います。次の 135 号は再開後といたします。11 時 15 分に再開いたします。休憩します。

午前 11 時 3 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 続きまして議案第 135 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 4,095 万 2,000 円増額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 24 億 8,523 万円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第 15 款国庫支出金 291 万 7,000 円の増は、高額医療費共同事業負担金の増額が主なものであります。第 20 款前期高齢者交付金 1,588 万 7,000 円の増は、今年度概算交付額の増加によるものであります。第 30 款県支出金 291 万 7,000 円の増は、高額医療費共同事業負担金の増額が主なものであります。第 55 款繰越金 1,923 万 1,000 円の増は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 15 款後期高齢者支援金等 1,206 万 8,000 円の増は、今年度概算負担金の増額によるものであります。第 30 款介護納付金 261 万 4,000 円の増は、今年度概算負担金の増額によるものであります。第 35 款共同事業拠出金 1,429 万 2,000 円の増は、高額医療費共同事業拠出金等の増額によるものであります。第 55 款諸支出金 1,197 万 8,000 円の増は、国・県支出金の過年度分の精算に係る返還金であります。

以上で議案第 135 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 136 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本案は、人件費をはじめとする診療所運営業務経費の精査により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 32 万 4,000 円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 7,983 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金を 32 万 4,000 円減額するものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 32 万 4,000 円の減額は、主に人件費と需用費に係る今後の必要額を精査をし、調整したものであります。

以上で、議案第 136 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 137 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,226 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 4,693 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款国庫支出金 3,414 万 3,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金及び財政調整交付金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 3,543 万 8,000 円の増額は保険給付費増に対する介護給付費交付金及び地域支援事業参加者増に対する地域支援事業支援交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 1,690 万 4,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 30 款繰入金 1,589 万 9,000 円の増額は、保険給付費増に対する町負担分介護給付費及び地域支援事業参加者増に対する地域支援事業繰入金の増によるものであります。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

第 10 款保険給付費 1 億 2,150 万円の増額は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。

以上で、議案第 137 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 138 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

本案の補正内容といたしまして、歳入は、他会計繰入金及び繰越金の増額、歳出は、事業費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 257 万 6,000 円の増額であります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款繰入金 251 万円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 6 万 6,000 円は繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費第 10 項は赤坂・下甲処理区処理施設非常用エンジンポンプ修繕及び、緊急警報装置バッテリー取替修繕ほかの修繕料が 257 万 6,000 円の増額であります。

以上で、議案第 138 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 139 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案件の補正内容といたしまして、歳入は、国庫支出金からの減額と他会計繰入金及び繰越金の増額、歳出は、事業費の増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 650 万 7,000 円の増額であります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款国庫支出金 130 万円の減額は、長寿命化対策事業にかかる業務委託料の請負減によるものであります。第 20 款繰入金 761 万 2,000 円の増額は、事業費の

増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 19 万 5,000 円は繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費第 10 項施設管理費は、名和处理区中継ポンプ修繕ほかの修繕料が 628 万 8,000 円の増額、豪円湯院のメーター設置手数料が 26 万 7,000 円の増額、道の駅駐車場公衆トイレに伴う支障移転の工事請負費が 255 万 2,000 円の増額であります。施設整備費は、長寿命化対策計画策定委託料が請負減により 260 万円の減額であります。

以上で、議案第 139 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 140 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 84 万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 744 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第 10 款繰入金の 84 万円の増額は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款温泉館費の 84 万円の増額は、山陰道の開通に伴い、中山インターの降り口になかやま温泉の案内看板を設置するために工事請負費を増額するものであります。

以上で、議案第 140 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 141 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 2,335 万円に歳入歳出それぞれ 150 万 2,000 円を追加をして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,485 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入 150 万 2,000 円の増額は、土地売却収入の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費 150 万 2,000 円の増額は、テレビコマーシャル放映及び新聞広告掲載のための広告料を増額するものであります。

以上で議案第 141 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 142 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の額に、それぞれ 4 万 7,000 円を追加をし、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ 3,105 万 9,000 円とするものであります。

1 表を歳入からご説明申し上げます。

第 5 款財産収入を、索道事業基金定期預金利子の増額に伴いまして、2,000 円の増額といたしております。第 15 款繰越金を、決算の確定に伴いまして 4 万 5,000 円の増額といたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 19 款県内のスキー場及びスキー場を有する自治体で構成する「鳥取県スキー場所在町連絡会」において町内のスキー場が連携をして、県外に P R するために負担金を 4 万 5,000 円計上いたしております。これは、中国四国地方に的を絞り、効果的に P R していこうとするものであります。第 25 款積立金につきましても、財産収入の増額に伴い、2,000 円増額し財源調整いたしているところであります。

以上で、議案第 142 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 143 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案の補正内容として、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出につきまして補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道事業収益第 2 項営業外収益目 2 補助金 26 万円の減額は、一般会計より児童手当補助の減額によるものであります。

次の、第 3 項特別利益目 3 特別利益 248 万 8,000 円の増額は、8 月の落雷により被災した名和地区簡易水道水源地取水ポンプ施設の共済金を受け入れるものであります。

続きまして、支出でございますが、一般職員の給与費について、人事異動に伴い、384 万 7,000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出の第 1 款資本的収入第 2 項負担金目 1 他会計負担金 80 万 5,000 円の増額であります。新上野橋の架け替えにかかる水道管移転補償費の増によるものであります。第 3 項補助金目 1 他会計補助金 315 万円の減額は、一般会計からの補助金の減によるものであります。

続きまして、支出の第 1 項建設改良費目 2 配水管設備改良費の 707 万 4,000 円の減額は、委託業務の減によるものであります。

以上で、議案第 143 号の提案理由の説明を終わります。

以上よろしくご説明申し上げます。

---

## 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12月12日に会議を開き一般質問を行いますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

---

午前 11 時 33 分 散会